

安全報告書

2023 年度版

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

株式会社セコ・インターナショナルは、ホクト商事グループの一員として、自らの役割と責任を果たしていくとともに、運航の安全の確保に関する基本理念として、次の「安全方針」を策定し、これに従い行動します。

安全方針

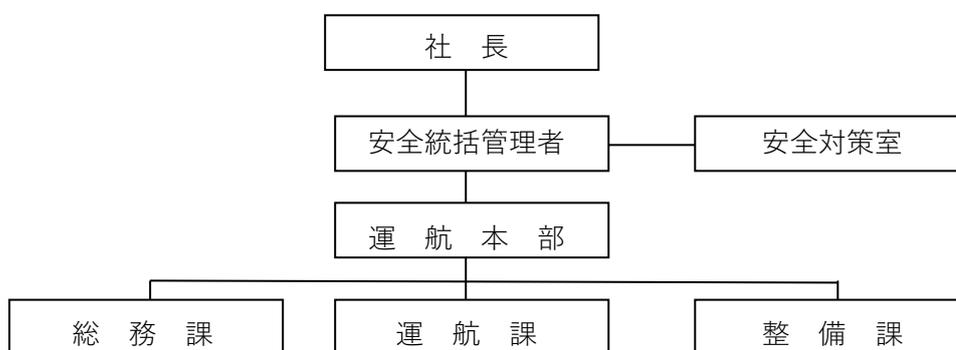
安全の維持を組織の最優先事項にする

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制

(1) 安全管理体制

株式会社セコ・インターナショナルでは、経営層・管理者層・現業実施層が一体となって、継続的な安全に関する各種活動を行ない安全水準の維持と向上を図っています。

①安全管理体制にかかる組織図



②人員に関する情報 (2024.05.31 現在)

組織名	
安全対策室	1名
運航本部	1名
総務課	1名
運航課	3名
整備課	5名

③安全確保に関する組織の機能・役割の概要

⑦安全統括管理責任者

全社的な安全最優先の原則および関係法令等の遵守についての取組を統括的に管理する責任者であり、社長に対して、安全に関する重要事項や投資について適宜適切に報告・連絡・相談したり、把握した安全管理体制の課題や脆弱性を社長に意見したり、現業実施部門の管理責任者に対し、安全に関する助言、勧告、援助をします。

④安全対策室

安全統括管理責任者の指示のもと、安全にかかわる全社的な方針や計画を策定し、安全の教育訓練、安全意識高揚のための啓蒙活動を行います。

㊦総務課

安全の教育訓練、安全意識高揚のための啓蒙活動の実施状況の確認および記録をします。

㊧運航課

運航業務の専門的な知見と知識を有する課長が、課内における安全管理体制の適切な運営と改善に取り組むとともに、安全対策室の業務を補佐します。

㊨整備課

整備業務の専門的な知見と知識を有する課長が、課内における安全管理体制の適切な運営と改善に取り組むとともに安全対策室の業務を補佐します。

(2) 日常運航の支援体制

① 定期訓練および審査

定期訓練・審査については、航空局の「運航規程審査要領」「整備規程審査要領」「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領」に基づき社内規定を策定し、つぎのとおり実施しています。

航空機乗組員	運航規程等および業務細則等に基づき、運航上必要な知識、使用航空機に関する知識および技量を維持向上するための定期的な訓練を実施するとともに、これらを必要かつ十分に有することを確認するための審査を定期的実施
整備従事者	整備規程等および業務細則等に基づき、法規等改正の適応、品質管理体制の向上、整備技量維持のための定期的な訓練を実施し、これらを必要かつ十分に有することを確認するための審査を定期的実施
運航管理担当者等	運航規程等および業務細則等に基づき、業務に必要な知識、技量を維持向上するための定期的な訓練を実施

② 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックについては、つぎのとおり取り組んでおります。

航空機乗組員	航空法で定められた義務報告の他、日常の運航における機長報告により、安全に関する事象の把握に努め、対策が必要な事象については、他課と情報共有を図り組織的に対応しています。
整備従事者	問題点や不具合事象を把握した場合、整備規程等に則り、報告・連絡・相談を行い、対策が必要な事象については、他課と情報共有を図り組織的に対応しています。
運航管理担当者等	飛行空域に関する気象情報、航空交通情報等を航空機乗組員に提供して、日常運航をサポートしています。 運航後は、機長から運航状況の報告を受け、その内容を分析し対策が

	必要な事象については、他課と情報共有を図り組織的に対応しています。
職場全体安全会議	全社的な職場全体安全会議を毎月一回開催しています。 安全に関する問題点、ヒヤリハット・不具合事例等、他社の安全に関する事例等を全社的に展開することで、安全情報の共有および安全意識の高揚を図っています。

③安全に関する教育・啓蒙活動等の取組み

安全に関する教育・啓蒙活動等については、年間計画を策定し、次のとおり取組しております。

SMS 教育	運輸安全マネジメント制度の SMS (Safety Management System) の階層別教育
SSP 教育・訓練	航空安全プログラム (State Safety Program) に関する教育訓練
アルコール教育・訓練	アルコールに関する基礎およびアルコール検査に関する教育訓練
疲労リスク管理教育	疲労に関する基礎および業務上へのリスクに関する教育
ヒューマンファクター教育	ヒューマンファクターの基礎から、ヒューマンエラーマネジメント等の教育
緊急時の措置訓練	航空事故、不審者侵入、大規模地震等自然災害を想定した訓練
現場巡視	経営層による現場巡視および現場との直接対話を実施し、安全方針の浸透定着状況の確認と安全意識の高揚

(3) 使用している航空機に関する情報

保有している航空機に関する情報については、次のとおりです。

種類 (型式)	座席数 (乗客分)	年間飛行時間	機数	導入年
R 4 4 II	3 席	2 0 0 時間	1 機	令和 2 年

3. 航空法第 111 条の 4 に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告

2023 年度に航空局に報告を行った事案で、航空法第 111 条の 6 に基づき安全報告書により公表が求められている航空運送・使用事業に関する報告は次のとおりです。

種類	2021 年度	2022 年度	2023 年度
航空事故 (※1)	0 件	0 件	0 件
重大インシデント (※2)	0 件	0 件	0 件
安全上のトラブル (※3)	0 件	0 件	0 件

※1 航空法第 76 条の「墜落、衝突又は火災」「航空機による人の死傷又は物件の損壊」等が該当し、国土交通省が認定

※2 航空事故に至らないが、極めてリスクが高い事態 (滑走路からの逸脱、非常脱出等) が該当し、国土交通省が認定

※3 航空事故、重大インシデントに至らないが、「その他の航空機の正常な運航に安全上の死傷を及ぼす事態」(安全上のトラブル) が該当し、報告された情報は、航空安全監視システム (ASICCS) を通じて航空事業者間で共有

4. 安全を確保するために講じた措置等

(1) 国から受けた行政処分または行政指導

行政処分および行政指導はありませんでした。

(2) 2023 年度の安全目標の達成状況および取組状況

	安全指標	目標値	実績値	達成率	評価
1	航空事故・重大インシデント	0 件	0 件	100%	継続して目標を達成
2	SSP 対応訓練	4 回	2 回	50%	年度内に運航課長ならびに安全対策室長が交代する等の大きな体制変更をしたため、達成率は 50%。次年度は、新体制のもとより業務実態に即した訓練を計画的に実施。
3	ヒヤリハット報告	10 件	10 件	100%	新体制のもと、ヒヤリハット報告の意義等を改めて社内に周知し、報告方法を社内インフラによる電子報告に変更したところ、目標を達成

(3) 2024 年度の安全目標

2023 年度に実施した安全に関する活動および結果を踏まえて、次のとおり、2024 年度安全指標・目標を設定し、全社一丸となって取組いたします。

	安全指標	目標値	指標・目標の設定理由	管理・監視方法
1	航空事故・重大インシデント	0 件	・何でも相談できる風通しの良い職場風土の醸成により安全管理体制を構築。継続して発生回数を 0 件	半期毎に実施する安全に関するアンケート調査により、経営層と管理層、現業実施層との間で齟齬が生じていないかを確認するとともに、各層おける課題等を共有し対応。
2	SSP 対応訓練	4 件	・運輸マネジメント評価報告書ならびに定例に安全監査時の第三者による客観的な評価における自社の課題に即した教育訓練項目を選定。四半期に 1 回の実施	有事に備えた各種訓練の重要性を再度周知し、訓練開催日時を各課の業務都合に合わせて柔軟な対応をすることにより四半期に 1 回の頻度で訓練実施。
3	ヒヤリハット報告	12 件	・事故・重大インシデント発生未然防止に極めて有効な手段であることから、月次で事例を収集し対応策を検討	社内インフラによる報告を安全対策室が月次でとりまとめ、翌月の安全会議で、事例を全社的に共有し、リスクの大小、4M 分析による原因究明、対応策等を検討